

宇部市野外彫刻展公式 Facebook（フェイスブック）に関するガイドライン

観光スポーツ文化部 文化振興課

（目的）

1 このガイドラインは、本市の職員がSNS「Facebook（フェイスブック）」を活用して、国内外に本市の彫刻事業の魅力的な写真または動画（以下「写真等」という。）を積極的かつ迅速に発信することを目的に、必要な指針を定める。

（適用）

2 このガイドラインは、宇部市ソーシャルメディア等に関するガイドライン（以下「宇部市ガイドライン」という。）に基づき、宇部市野外彫刻展公式 Facebook（以下「当アカウント」という。）を利用して情報発信する全て職員に適用する。

（アカウント情報）

3 文化振興課に Facebook 担当者を置き、当アカウントの作成、管理、運用及び総括的な事務に当たる。

4 文化振興課は、当アカウントを利用し、情報発信を希望する課等に対し、発信に必要なログインID及びパスワードを通知する。

(1) ソーシャルメディアサービス名：Facebook

(2) アカウント名：@sculptureubecity

(3) Facebook アカウント URL：<https://www.facebook.com/sculptureubecity/>

（情報発信）

5 原則として、当アカウントは文化振興課の職員2名で管理する。

6 情報を発信する課等は、課等内に Facebook 担当者を置く。

7 情報を発信する課等は、その課等の長が情報発信の責任を負う。

（対応時間）

8 原則として、執務時間内（宇部市の休日に関する条例第1条第1項各号に掲げる日を除く8時30分から17時15分まで）に投稿する。

ただし、情報を発信する課等の長が必要と認めたときは、この時間帯以外にも投稿することができる。

（意思決定）

9 情報発信については、原則として情報発信する課等の長の承認を必要とする。ただし、次に掲げるものは Facebook の特性や情報発信の即時性を考慮し、Facebook 担当者の判断により当アカウントに直接情報を発信できるものとする。

- (1) 既に一般に周知されている事項の誤りを訂正する情報として発信する場合
- (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて発信する場合
- (3) 法令等で定められている内容を発信する場合

(投稿者および内容)

10 当アカウントに投稿する写真等は、原則として「宇部市野外彫刻展に関連するもの」とし、文化振興課の職員及び情報発信を希望する課等の者（以下「職員等」という。）は、簡単なキャプション（説明文）などを添えて、閲覧者に宇部市野外彫刻展の魅力を伝える写真等を投稿する。

(投稿写真の利用)

11 宇部市ガイドラインの「禁止事項」に該当しない限り、当アカウントの投稿の再投稿（リポスト・リグラム）は自由とする。ただし、投稿元が当アカウントであることを明記する。

12 宇部市ガイドラインの「禁止事項」に該当しない限り、投稿の転載（写真のダウンロード）は自由とする。ただし、投稿元が当アカウントであることを明記する。

(知的財産権、著作権、肖像権などの全ての権利)

13 当アカウントに掲載する個々の情報（写真、文章など）に関する知的財産権は、当市に帰属したものとする。投稿は原則として、誰でも自由に利用できるものとするが、当市が知的財産権を放棄するものではない。当アカウントが再投稿した情報（写真等、文章など）に関する知的財産権は、投稿元のアカウント運営者に帰属する。

再投稿または転載（写真のダウンロード）の際は、投稿元のアカウントの方針にしたがうこととする。

(アカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

14 当アカウントに対するコメント（意見や反応等）については、原則として返信コメントしないものとする。

(本市が運用するアカウント以外のアカウントへのシェア等の禁止)

15 本市が運用するアカウント以外のアカウントに対しては、原則としてシェア及び「いいね！」機能の使用はできないものとする。ただし、次に掲げるもののいずれかに該当すると認められる場合には、その限りではない。

- (1) 公的機関が運用するアカウントに対する場合
- (2) 業務上関係が深いと認めるページまたはアカウントに対する場合

(ホームページへの表示)

16 文化振興課は、なりすましでないことを証明するため、当アカウントを宇部市野外彫刻展公式ホームページ（以下「公式ホームページ」という。）上にリンクを掲載し、情報発信を行う。

17 文化振興課は、このガイドラインを公式ホームページ上に掲載する。

(なりすましへの対応)

18 文化振興課は、当アカウントになりすましたページ及び公式なものと誤解を招くページを発見した場合は、公式ホームページ等において情報を発信し、なりすましページが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(不適切なコメントの取り扱い)

19 当アカウントに寄せられたコメントのうち、法令や公序良俗に反すると思われるもの、発信した情報と関連がないものなど **Facebook** 担当者が不適切と判断したコメントについては、コメント投稿者の許可を得ることなく投稿の削除または非表示の措置をとるものとする。

(注意事項)

20 他人の著作物を撮影し、それを素材に加工または合成した場合、著作権の侵害に当たる場合があるため、人物の写真を投稿する場合は、被撮影者の承諾を得たもののみとする。また、著作権または肖像権に関するトラブルに関して、当市は責任を負わないものとする。

(登録の解除等)

21 文化振興課長は、法令、宇部市ガイドライン及びこのガイドラインに照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、その課等の発信を止めさせることができる。

(協議事項)

22 このガイドラインに定めていないものについては、文化振興課長と情報を発信する課等の長が協議して定めるものとする。

作成 令和2年10月22日

改正 令和7年8月19日